船内労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン・解説

１．ガイドラインの位置づけ

　このガイドラインは、第９次船員災害防止基本計画に基づき、各会社が行う自主的な労働安全衛生管理に関する仕組みを示すものであり、船員法の規定に基づき船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し船舶所有者が遵守すべき具体的な措置を定めるものではない。

１の解説

　このガイドラインは、各会社による自主的な安全衛生管理を進めるための手法であることから、個々の法令で要求される具体的な措置の遵守を求めるものでないことを明記したものです。

　このガイドラインの内容は、法令や基準として定めることを意図したものではなく、法的な拘束力もありません。また、その適用において、認証行為や外部監査を要求するものではありません。

２．マネジメントシステム構築の意義及びガイドラインの目的

　船員災害の防止を図るとともに、船員の健康の増進及び快適な作業環境の形成の促進を図るためには、会社が自主的に自らの財産である船員を危険から保護するよう事前に十分な予防措置を講じるとともに、船内の安全衛生水準を継続的にスパイラルアップさせていくことが重要である。このため、会社が船員の協力の下で、ＰＤＣＡサイクルをベースとした船内の労働安全衛生マネジメント体制を構築していく必要がある。

　このガイドラインは、船内の労働安全衛生に関する方針の表明、方針に基づく目標の設定、目標を達成するための計画の作成・実施及び運用、計画の実施状況等の定期的な点検・改善及びこれら一連の過程の見直しを継続的に実施する労働安全衛生管理に関する仕組み（船内労働安全衛生マネジメントシステム）について準拠すべき事項を定め、各会社における船内労働安全衛生マネジメント体制の構築を推進するための指針となるものである。

　このマネジメントシステムは、各会社に導入され、船内労働安全衛生水準の向上に効果的な管理体制が構築されることはもとより、各会社において既に導入されている船舶の安全に関する管理システムと同時に運用されることにより、会社の安全文化の発展に相乗効果をもたらすことが期待される。

２の解説

このガイドラインは、会社が船内労働安全衛生マネジメントシステムを確立しようとする際に必要とされる基本的事項を定め、会社が船員の協力の下に行う自主的な安全衛生活動を促進し、船内の安全衛生水準の向上に資することを目的としています。

安全衛生水準を継続的・段階的に向上（スパイラルアップ）させていくには、会社のマネジメント体制にＰＤＣＡサイクル（計画を作成（Plan）し、それを実施（Do）し、評価（Check）して、改善（Act）に結びつけ、その結果を次の計画に活かす仕組み）を取り込んでいくことが重要です。

このガイドラインは、ＰＤＣＡサイクルを活用し、労働安全衛生に関するマネジメントを実施するために必要な基本的な事項を網羅するとともに、船舶において実施することが可能なように配慮して作成してありますので、ISM コード等他のマネジメントシステムと併せてシステムが構築することができます。

このマネジメントシステムが船舶の安全管理に関するシステムと同時に運用されることにより、会社内でより効果的な安全管理体制が構築され、会社の安全文化の発展に大きく寄与することが期待されます。

船内労働安全衛生マネジメントシステムに関しては認証行為がありませんが、OHSAS18001 や OSHMS 等の労働安全衛生マネジメントシステムの認証を受けている等により、ガイドラインの内容を満たしていると考えられるものについては、このガイドラインに従ったマネジメントシステムを構築していると解されます。

このガイドラインに従った措置を講じる会社に対するメリットとして、現在、先進型船員災害防止優良事業主の認定の検討を進めているところです。

なお、ここでいう、「船員災害」とは、船員災害防止活動の促進に関する法律（以下「船災防法」という。）に規定している「船員災害」（船員の就業に係る船舶、船内設備、積荷等により、又は作業行動若しくは船内生活によって、船員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡すること）です。

３．適用

このガイドラインは、すべての船舶に適用することができる。

３の解説

このガイドラインは船の種類や積荷、航行形態等にかかわらず、すべての船舶に適用することが可能です。システムを確立しようとする会社は、船舶の種類や運航形態等に応じて、会社にあったシステムを定める必要があります。システムは、会社の管理するすべての船舶を対象として定める

のが原則です。

４．用語の定義

(1)「会社」とは、船舶所有者又は船舶管理者若しくは裸用船者のようなその他の組織若しくは個人であって、船舶所有者から船舶の運航の責任を引き受けた者をいう。

(2)「総括安全衛生管理者」とは、船員災害を防止するための管理業務を総括管理するために会社から選任された者をいう。

(3)「船内労働安全衛生方針」とは、船舶における安全衛生水準の向上を図るために会社が表明する船内の労働安全衛生に関する基本的な考え方をいう。

(4)「船内労働安全衛生目標」とは、船内労働安全衛生方針に基づいて会社が設定する一定期間内に達成すべき到達点をいう。

(5)「船内労働安全衛生計画」とは、船内労働安全衛生目標を達成するために会社が一定期間内に船内で実施する具体的な事項、日程等について定める計画をいう。

(6)「船内労働安全衛生規程」とは、会社において定めた船内の安全衛生に関する規程をいう。

(7)「リスクアセスメント」とは、船員災害を生じさせる可能性がある物又は状況（ハザード）から生じる船員災害が発生する可能性とその結果発生する船員災害のひどさの組合せ（リスク）を評価する過程をいう。

(8)「リスク低減措置」とは、リスクアセスメントの結果得られたリスクを除去又は低減するための措置をいう。

(9)「緊急事態」とは、船員災害発生の急迫した危険がある状態をいう。

(10)「システム監査」とは、船内労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置が適切に実施されているかどうかについて、船内労働安全衛生計画の期間を考慮して会社が行う調査及び評価をいう。

４の解説

　これまでの船員法、船災防法及び関係法令で使用されていなかった用語について定義しています。

　船員法体系では、船員を雇用する者を「船舶所有者」と規定し、労働安全衛生に関する義務を課してきたところですが、このガイドラインの主要素であるリスクアセスメントに基づくリスク低減措置の実施のためには、船舶及び船内設備の改善要望を直接、保守・管理の責任を有する者に伝えるとともに、それを受けた者がそれを踏まえて適切に対応し、本船にフィードバックする必要があること、また、すでに導入されている ISM コードと整合のとれた管理体制とする必要があることから、「会社」の定義を新

たに設けています。
　定義内容は、ISM コードの定義規定とほぼ同じにしてあります。ISM コードを取得している会社に関しては、その「会社」がこのシステムの「会社」になり、また、ISM コードを取得していない会社に関しては、実質的に船舶の運航の責任を引き受ける者がこのシステムの「会社」となります。
　なお、船員法の船舶所有者に該当する者が船舶の運航の責任も引き受けている場合は、その者がここでいう「会社」に該当することになります。
　「船長」及び「船員」については、特に定義規定を設けてありませんが、それぞれ管理する船舶に乗り組む船長及び船員を指します。したがって船員の範囲には、派遣中の船員も含まれます。

５．船内労働安全衛生方針の表明

　会社は、次の事項を含む船内労働安全衛生方針を表明し、船員及び従業員に周知する。
(1) 船員災害の防止を図ること。
(2) 船員の協力の下に、船内において安全衛生活動を実施すること。
(3) 法又はこれに基づく命令、船内労働安全衛生規程等を遵守すること。
(4) 船内労働安全衛生マネジメントシステムの実施状況の継続的改善を実施すること。

５の解説
　船員災害防止のためには、会社自らの安全衛生に対する姿勢を明確にすることが必要であることから、会社が安全衛生方針を表明し、船員その他の関係者に周知させることを規定したものです。船内労働安全衛生方針は会社自らの安全衛生に関する基本的な考え方を表明するもので、船内労働安全衛生目標のもととなるほか、船内労働安全衛生マネジメントシステム全体を支える基礎となるものです。
　方針が明確に示され、周知徹底されることにより、会社的な組織として機能し、労働安全衛生を確保するために必要な施策を推進することができます。
　「周知」の方法としては、口頭、文書、電子メール等により伝達するほか、文書の掲示、コンピュータネットワークでの掲示等により、いつでも閲覧可能な状態にしておくこと等があります。

６．体制の整備

　会社は、船内労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施する体制を整備するため、次の事項を行う。

(1) 船内労働安全衛生マネジメントシステムに係る人材及び予算を確保するよう努めること。
(2) 会社と船舶との間の連携を図るため、船内の労働安全衛生状況を監視するとともに、経営責任者に直接接することができる総括安全衛生管理者を選任すること。
(3) 船内において、船内労働安全衛生マネジメントシステムが適切に実施できるよう船長に対し必要な支援を行うこと。
(4) 船内労働安全衛生マネジメントシステムを担当するすべての者の役割、責任及び権限を定めるとともに、船員及び関係する者に周知すること。
(5) 船員に対して船内労働安全衛生マネジメントシステムに関する教育を行うこと。

６の解説

マネジメントシステムを実施し、適切に機能させるためには、人材及び予算の確保が重要です。

このシステムで要求される「総括安全衛生管理者」と法令で要求されている「総括安全担当者」や「安全担当者」、「衛生管理者」、「衛生担当者」との関係を整理しますと、「総括安全衛生管理者」は本船に対し必要な支援を行う者で、原則として陸上におかれます。一方、常時使用する船員が 100 人以上の船舶所有者は、船災防法第１０条の規定に基づき、船員の労務に関する業務を統括管理する「総括安全衛生担当者」を選任する義務があります。総括安全衛生担当者も通常陸上におかれますので、その者をこのシステムの「総括安全衛生管理者」として当てることができます。

また、会社の経営者は、総括安全衛生管理者を兼ねることができます。このため、経営者が船長として船舶に乗り組む場合は、陸上にいる者を総括安全衛生管理者として選任する必要があります。

なお、安全担当者、衛生管理者、衛生担当者は船内で業務を行うために指名される者で、このガイドラインに従って船内で実施される日常的な労働安全衛生活動を行います。

総括安全衛生管理者の業務としては、各船舶の労働安全衛生水準向上のための指導、各船舶からの送付されるヒヤリ・ハット報告やリスクアセスメントの結果、船内労働安全衛生委員会の審議結果や改善要望等の情報の整理、経営責任者への進言、その結果の各船舶への通知、同種の船舶における船員災害、海難発生状況等の通報、訪船指導、健康キャンペーンの実施、船員災害発生時の監査等が考えられます。

会社は船内の労働安全衛生について、船長以下の乗組員に任せるのではなく、管理する船舶に対し、必要な情報を随時提供し、安全衛生水準の向上に努める必要があります。このため、会社は情報が船長を通じて船員に通知されるような体制を整備する必要があります。

船内の労働安全衛生に関する情報としては、他社の船舶で発生した事故情報、管理船舶で見られた「良い事例」や「悪い事例」、新型インフルエンザ等の疾病の流行状況等があります。

７．船員の意見の反映

会社は、船内労働安全衛生目標の設定並びに船内労働安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に当たり、船内安全衛生委員会の活用等船員の意見を反映する手順を定めるとともに、この手順に基づき、船員の意見を反映する。

７の解説

船内労働安全衛生マネジメントシステムを運用していくことは会社の責任ですが、このマネジメントシステムを適切に運用していくためには、船員の参加、協力が不可欠です。

船員の意見を反映させるための方法としては、船員労働安全衛生規則に基づき設置された船内労働安全衛生委員会を活用するほか、本船の安全担当者、消火作業指揮者、医師、衛生管理者又は衛生担当者からの改善の申出、船災防法第 11 条の安全衛生委員会等の船員代表が参加する安全衛生に関する会議の活用、総括安全衛生管理者が訪船しての意見の聴取等があります。

会社と船員が直接コミュニケーションを図ることはなかなか難しいので、会社は、目標の設定や計画の作成等様々な局面において船員の意見を聞くとともに、船内あるいは陸上で開催された労働安全衛生に関する会議の情報を交換する等により、船内での議論を活性化させるよう配慮する必要があります。

８．リスクアセスメント及びリスク低減措置の実施

(1) 会社は、船員の就業に係るリスクアセスメント及びリスク低減措置の手順を定めるとともに、この手順に基づき各船舶において継続的にリスクアセスメントが実施されるよう確保する。

(2) 会社は、原則として次に掲げる優先順位でリスク低減措置を決定する。

① 危険な作業の廃止・変更
② 安全装置の設置等の工学的対策
③ 作業方法の改善、マニュアルの整備等の管理的対策
④ 個人用保護具の使用

８の解説

リスクアセスメントはまず始めに初期調査として実施して、目標の設定に反映するという方法、あるいは、船内労働安全衛生計画の中の実施事項として実施する方法もあります。

リスクアセスメント及びリスク低減措置とは、「ハザード」を洗い出し、その中で重大な船員災害を起こす可能性の高い「リスク」について、設備の改修や作業方法の見直し、個人用保護具の着用等の措置を講じることにより、リスクの除去又は低減を図るものですので、その管理手順を事前に確立し、維持していくことが重要です。これらは、一般的には、①船内を数人で巡回し、就業上のハザードを特定する、②特定されたハザードによって生ずるおそれのあるリスクがどのくらいの大きさ、頻度で起こるかどうか見積る、③リスクを低減するために優先順位をつけ、どのようなリスク低減措置を講じたらよいか検討する、④優先度に応じてリスク低減措置を実施するという方法で進められます。

ハザードを特定する場合には、設備の取扱説明書や災害事例、ヒヤリ・ハット事例を用いるほか、安全パトロールによる船内点検や職場ミーティング、改善提案等の情報をもとに行います。また、船員災害防止協会発行のヒヤリ・ハット事例集や KYT イラスト集のほか、船員参加型自主改善活動（WIB）による改善事例等を活用するといった方法もあります。

リスクアセスメントは船舶毎に、船舶、船内設備、積荷による又は作業行動その他業務に起因するハザードであって、船員の就業に係るすべてのものを対象として行う必要があります。

ただし、明らかに軽微な負傷又は疾病しかもたらさないと予想されるものについては、リスクアセスメントの対象から除外しても構いません。

船舶の場合、気象や海象の影響を受け、「作業場の揺れ、振動」といったことが想定されるため、なるべく多くの機会をとらえて、継続的にリスクアセスメントを実施するのが望ましいのですが、毎日実施する必要はありません。最低限実施すべき時期としては、①船舶検査を受検後、初めて航行の用に供するとき、②設備を新規に備え付けたとき、③作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき、④労働災害が発生したときなどをとらえて実施するようにしましょう。

リスク低減措置を会社の決定に委ねてしまうと、個人用保護具の使用やマニュアルの見直しといった措置がとられ、本質的な改善が図られないことが危惧されます。リスクアセスメントは、本来、リスクを評価し、除去・低減するのを目的としており、そのためには根本的な対応をすることが重要です。このため、ここでは原則として、優先される順位を述べています。

しかしながら、①及び②の措置は、運航している船舶にとってすぐに実行することが難しいことから、原則以外の措置をとることも可能です。会社は、リスク低減に要する費用及び実施予定時期を勘案して、一定のリスク低減効果が図られることが期待できる場合には、優先順位が低いものを

当面の措置として実施しても差し支えありません。ただし、この場合は、会社は、残存しているリスクに留意するとともに、船員に対して当面本質な措置をとらない理由及び改善時期・内容を提示する必要があります。

９．船内労働安全衛生目標の設定

　会社は、船内労働安全衛生方針に基づき、船員災害の発生状況等を踏まえ、一定の期間を限り、船内労働安全衛生目標を設定するとともに、当該目標を船員及び従業員に周知する。

９の解説

　労働安全衛生マネジメントシステムは自らが目標を設定して、それに向かって努力するもので、この目標は最終到達点ではなく、設定期間中の到達点を表すものです。

　目標は、最初に設定する場合は、会社の過去の船員災害発生状況や同種の船舶の船員災害発生状況、本船の運航形態、船員数等を踏まえて設定するのがよいでしょう。２回目以降は、会社の安全衛生目標の達成状況やリスクアセスメントの結果といったデータの蓄積を活用して目標を定めましょう。

　目標が達成された場合には、次回はステップアップした目標を設定し、継続的にレベルアップを図っていきます。

　目標の期間は１年に限らず、船舶の運航形態や船舶検査の時期等を考慮して、数年間という定め方もできます。

　目標は実際にどのくらい達成したのかという評価を容易にするために、「ゼロ災害」という理念型にするよりも、「船員災害の発生件数を○件以内にする」、「健康診断の結果、“所見あり”と診断された者の再検査率を 100%にする」等、できるだけ数値で表すことが望まれます。

　目標は、会社としての目標を設定するほか、それをもとにして船舶の種類ごと、あるいは個別の船舶ごとに設定することもできます。

10．船内労働安全衛生計画の作成

　会社は、船内労働安全衛生目標を達成するため、一定の期間を限り、８．の実施内容並びに実施時期及び日常的な労働安全衛生活動に係る事項等を内容とする船内労働安全衛生計画を作成する。

10 の解説

　船内労働安全衛生計画は、船内労働安全衛生目標を達成するために具体的な実施事項と日程、担当者等を定めるものです。

「日常的な安全衛生活動」には、危険予知訓練（KYT）、3S 活動（整理、整頓、清掃）、ヒヤリ・ハット事例の収集及びこれに係る対策の実施、安全衛生改善提案活動、ツールボックスミーティング、船内での血圧測定の実施、健康づくりのための体操等があります。
「期間」は、目標と同じく 1 年に限る必要はありません。

11. 文書作成・管理

会社は、次の事項を文書により定めるとともに、適切に管理する。

(1) 船内労働安全衛生方針
(2) システム担当者の役割、責任及び権限
(3) 船内労働安全衛生目標
(4) 船内労働安全衛生計画
(5) 船員の意見の反映手順
(6) 災害発生時の原因調査及び改善手順
(7) システム監査手順
(8) その他会社が必要と判断した文書
(9) 上記(1)から(8)までの文書を管理する手順

11 の解説

この規定は、システムに関係する船員等への理解を深めるとともに、システムに関する知識を共有化することにより、システムに従った措置が組織的かつ継続的に実施されることを確保するため、安全衛生方針等を明文化することが必要であることから規定されたものです。

特に、陸上管理部門と船舶間の意思疎通は非常に大切なものですので、船員の意見の反映手順については、あらかじめ明確に定めておきましょう。

また、文書は、関係する人が皆、内容を理解し、実行できるよう平易な表現で規定することが重要です。

「手順」とは、いつ、誰が、何を、どのようにするか等について定めるものですが、必ずしもすべて文書化しなければならないものではありません。必要なものを無理のない範囲で作成するようにしましょう。

「文書を管理する」とは、文書を保管、改訂、廃棄等することをいいます。

管理の対象となる「文書」は、文章で記述されたものが必須ではありませんので、表やフローチャートを使って表現しても良いですし、電子媒体の形式でも差し支えありません。

他のマネジメントシステムに基づき、同様の文書を作成している場合は、このシステムの要件を満たすものであれば、このシステムの文書とみなすことが可能です。

12. 船内労働安全衛生計画の実施等

会社は、船内労働安全衛生計画が適切かつ継続的に実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、船内労働安全衛生計画が実施されるよう確保する。

12 の解説

手順には、安全衛生計画に基づく活動を実施するに当たっての具体的な内容の決定方法や経費の執行方法などが含まれます。

会社は、船内で適切に計画が実施されるよう船舶の運航計画等を勘案して、実施内容や実施時期を定める必要があります。

13. 緊急事態への対応

会社は、あらかじめ、緊急事態が発生した場合に船員災害を防止するための手順を定めるとともに、これに基づき適切に対応する。

13 の解説

船員災害を防止するための措置には、被害を最小限に食い止め、かつ、拡大を防止するための措置、各部署の役割や指揮命令系統の設定等が含まれます。

緊急事態が発生した場合に船員災害を防止するため、二次災害を含めて対応手順を定めておくとともに、緊急時に冷静に行動することができるよう定期的に模擬訓練を行うようにしましょう。

14. 船員災害発生原因の調査等

会社は、船員災害等が発生した場合におけるこれらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施する手順を定めるとともに、船員災害等が発生した場合には、この手順に基づき、これらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施する。

14 の解説

船員災害等には、ヒヤリ・ハット事例等が含まれます。

船員災害等の原因を調査したり、問題点を把握するためには、当該船員災害等の直接の原因の解明にとどまることなく、当該事象を引き起こすに至った背景要因を総合的に勘案する必要があります。人的な要因、設備要因、作業要因や管理要因についても掘り下げてみることが重要です。

15. 船内労働安全衛生計画の実施状況等の点検、改善

会社は、船内労働安全衛生計画の実施状況等の定期的な点検及び改善を実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、船内労働安全衛生計画の実施状況等の点検及び改善を実施する。

15 の解説

安全衛生計画が着実に実施されているかどうか、安全衛生目標は達成されつつあるかどうか等について、計画期間中の節目節目をとらえ、事前に予定した安全パトロールやリスクアセスメントの回数、改善提案の件数等を点検する必要があります。

点検により問題点が発見された場合は、その原因を調査し、次の安全衛生計画に反映させていく等改善していく必要があります。

16. システム監査

会社は、船内労働安全衛生マネジメントシステムが適切に機能していることを確認するため、定期的にシステム監査を実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、システム監査を実施する。

16 解説

このシステムは外部認証を求めていないので、システム監査は、会社内部の監査として実施します。

システム監査は、文書、記録等の調査、船内労働安全衛生マネジメントシステムを担当する者との面談、船舶の視察等により評価します。

システム監査の実施者は、必要な能力を有し、監査の対象となる部署に所属していない等、システム監査の実施に当たって公平かつ客観的な立場にある者であることが求められます。

システム監査は、事前に 1 年に 1 回とか決めて実施する必要があります。

17. 記録

会社は、次の事項を記録するとともに、当該記録を保管する。

（1）船内労働安全衛生計画の実施状況

（2）船員災害に関する報告

（3）システム監査の記録

17 の解説

マネジメントシステムに従って適切に実施したか実証するために必要な事項を記録し、保管する必要があります。

記録は、システムを適切に実施しているかどうかの客観的な証拠になりますので、後でまとめやすいように見やすい記録に心がけるようにしましょう。

記録は電子媒体の形式でも差し支えありませんが、記録を確実にするため、保管の担当者や期間をあらかじめ定めておく必要があります。

18. システムの見直し

会社は、システム監査の結果を踏まえ、定期的に船内労働安全衛生マネジメントシステムの全般的な見直しを行う。

18 の解説

見直しは、ＰＤＣＡサイクルの「Ａ」から「Ｐ」を結ぶ大切な局面です。

「全般的な見直し」とは、監査の結果を踏まえ、会社の安全衛生水準の向上の状況、社会情勢の変化等を考慮して、会社自らがシステムの妥当性及び有効性を評価し、改善の必要性を判断して、必要な改善を行うことをいいます。

見直しは、方針や各手順等システム全般を対象とします。

19. 継続的改善

会社は、船内労働安全衛生マネジメントシステムが適切に機能するように継続的に改善措置を行う。

19 の解説

船内の労働安全衛生水準の向上のため、継続的に改善していく必要があります。